

交通労働災害を防止するために

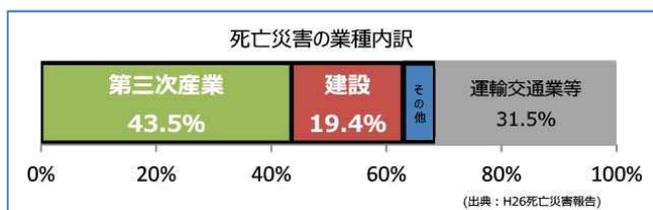
交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。

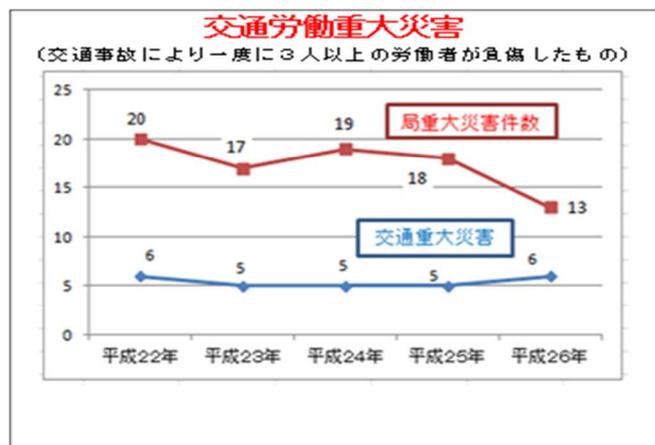


交通労働災害の6割以上が運輸交通業以外の業種で発生しています。

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さまにも交通労働災害防止対策が必要です。



また、交通労働災害は一度に複数の方が被災者となる(重大災害)も依然として多く発生しています。



すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車を使用する事業者に必要な配慮

- 安全ベスト、ヘルメットの着用を徹底する。
注) 安全ベスト(反射ベスト)は二輪運転者のもらい事故防止に効果が認められています。
注) 二輪車運転時には、「乗車用ヘルメット」を着用しましょう。



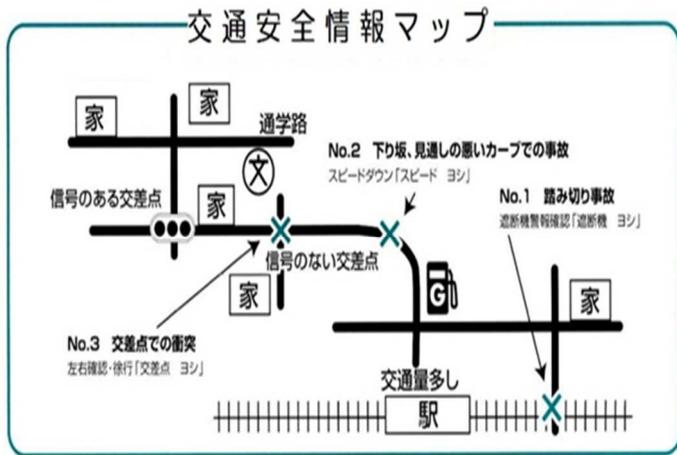
「乗車用ヘルメット」であることは、PSCマークの有無で確認できます。



2 雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

3 ヒヤリ・ハット情報の共有

運転中にヒヤリとした、ハットした事象の収集を行い交通安全情報マップで共有して交通労働災害防止意識の高揚をはかりましょう。



- ・ 飲酒による運転への影響の理解
 - ・ 交通危険予知訓練による安全確保
 - ・ 交通安全情報マップによる実態把握
- 交通危険予知訓練の資料として
「JAF セーフティシアター」(動画教材)
も参考になります。 <http://safe-drive.jp/>



自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

1 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・ 走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・ 早朝時間帯に交通事故による死亡災害が多発していることを踏まえ、早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

2 点呼の実施

- ・ 疲労や飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

3 荷役作業を行わせる場合

- ・ 運転者の身体負荷を減少させるため、台車やテールゲートリフター等、必要な用具を備え付ける。

注) 高所作業が生じる場合には、安全带、墜落時保護用ヘルメットも必要です。

4 交通労働災害防止の意識高揚

- ・ 交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ 事業所や車内などにポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

5 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・ 十分な睡眠時間の必要性の理解

6 その他

- ・ 交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・ 運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・ 異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・ 自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。



交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

- 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>
- 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の現状と防止対策